

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

運営規程

グループホーム長江

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条 (事業の目的)

株式会社プロケアしまなみが運営する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム長江(以下、「事業所」という)が行う(介護予防)指定認知症対応型共同生活介護の事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

第2条 (運営の方針)

事業所は、介護保険法の主旨に沿って、要支援者・要介護者(以下、「利用者」という)の意思及び人格を尊重し(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が、家庭的環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できることを目指し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事その他生活全般にわたる支援及び機能訓練を行います。

事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第2章 従事者の職種・員数及び職務内容

第3条 (従事者の職種・員数及び職務内容)

事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

1 管理者 1人 (常勤兼務)

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

2 計画作成担当者 2人 (介護支援専門員・常勤兼務1人 非常勤兼務1人)

(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。

3 介護従事者 18人以上

介護従事者のうち、計画作成担当者との兼務2人

(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

第3章 事業所の名称・設備

第4条 (事業所の名称及び所在地等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名 称 (介護予防)認知症対応型共同生活介護
グループホーム長江

所 在 地 広島県尾道市長江二丁目7番8号

第5条（入所定員）

事業所の利用者の入所定員は18人とします。

9室の2フロアー（建物2、3階）

利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用の必要を認めた場合等を要件とし定員を超えての緊急時短期利用（1日から14日間）を行う事ができます。

第6条（居室）

事業所は、利用者の居室を原則個室（定員1名）とし、ベット・チェスト等を備品として備えています。

ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

第7条（食堂兼リビング）

事業所は、利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

第8条（その他の設備）

事業所は、設備としてその他に、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備・備品及びその他利用者が日常生活を営む上で必要な設備・備品を設けます。

第4章 契約及び利用料・留意事項

第9条（内容及び手続の説明並びに同意及び契約）

事業所は、サービスを提供するに当たり懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第10条（受給資格等の確認）

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

第11条（利用料及びその他の費用）

事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

法定代理受領サービスの該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにします。

事業所は、次に掲げる費用を徴収します。

- ・食費の提供に要する費用
- ・居室費
- ・管理費
- ・おむつ代・理美容代・行事参加費等の実費
- ・医療費(在宅時医学総合管理料・要希望者のみ)
- ・その他(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で利用者が負担する事が適当と認められるもの(徴収額については別紙料金表を参照)

事業所は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第12条 (利用料の変更)

事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第13条 (喫煙、飲酒)

事業所内での禁煙・禁酒にご協力いただきます。

第14条 (衛生保持)

利用者は、生活環境の保全のため事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第15条 (禁止行為)

利用者には、事業所内での下記の行為を禁じます。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 2 けんか、口論などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- 3 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 4 指定した場所以外で火気を用いること
- 5 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

第5章 介護サービスの提供方法と内容

第16条 (サービスの内容)

事業の内容は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき次のとおりとします。

- 1 生活相談 (相談援助等) に関する事
- 2 機能訓練 (日常動作訓練) に関する事
- 3 介護サービス (移動や排泄の介助、見守り等のサービス) に関する事
- 4 健康状態の確認に関する事
- 5 入浴サービスに関する事
- 6 食事サービスに関する事
- 7 介護技術に関する事
- 8 その他日常生活に必要な介護

第17条 (サービスの取り扱い方針)

事業所は、一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとします。

サービスを提供するに当たり、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行い、その(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容の評価を見直すことで改善を図ることとします。

第18条 (入退院時の対応)

利用者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合、入院後三カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、本人及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び事業所に円滑に入居することができる体制を確保しています。

第19条 (社会生活上の便宜の供与等)

事業所は、教養娯楽設備を備えるほか適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。

利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行う事が困難である場合は、その同意を得て代行します。

常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第20条 (協力医療機関)

事業所は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

事業所は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第21条 (衛生管理)

事業所は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

従事者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

第22条 (利用者に関する市町村への通知)

利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- ・ 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ・ 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第23条 (苦情処理)

事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

提供するサービスに関する利用者からの苦情に関して広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合には、従い必要な改善を行い報告します。

苦情処理窓口

当事業所入居者様 相談窓口	窓口担当	管理者・リーダー
	受付時間	9:00 ~ 18:00
	電話番号	(0848) 37-6101
尾道市高齢者福祉課	広島県尾道市久保一丁目15-1	
	電話番号	(0848) 38-9440
	受付時間	8:30 ~ 17:15
広島県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	広島県広島市中区東白島町19番49号国保会館	
	電話番号	(082) - 554-0783
	受付時間	8:30 ~ 17:15

第24条 (短期利用共同生活介護)

本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

第25条 (従事者の服務規程)

従事者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を厳守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。

利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし責任を持って接遇します。

常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。

お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

第26条 (従事者の質の確保)

事業所は、利用者の人格を尊重し安心・安全な生活が営まれるよう従事者の業務体制を整備します。

従事者の資質向上を図るため、次のマニュアルを整備し研修を行います。

- (1) 認知症の利用者への対応及びケア
- (2) 食事、入浴（清拭及び整容）、排せつ、移動等の介助
- (3) 口腔ケア
- (4) 利用者の金銭管理
- (5) キャリアパスの周知
- (6) 虐待防止に関する事項
- (7) 感染対策に関する事項
- (8) ハラスメント対策に関する事項
- (9) 災害対策に関する事項

第27条 (虐待防止に関する事項)

事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 従事者に対し虐待の防止のための研修を定期的に（おおよそ3ヶ月に1回）実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための委員長を置きます。

第28条 (感染対策に関する事項)

事業所は、感染症の発生、またはまん延を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 感染対策委員会を定期的に（おおよそ3ヶ月に1回）開催するとともに従業者に周知徹底を行います。
- (2) 感染対策の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 従業者に対し感染対策についての研修及び訓練を定期的に（おおよそ6ヶ月に1回）実施します。

第29条 (ハラスメント対策に関する事項)

事業所は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントの防止のため次の措置を講ずるものとします

- (1) 職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知し啓発を行います。
- (2) ハラスメント指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 従業者に対し、ハラスメント対策についての研修を定期的実施します。

第30条 (災害対策に関する事項)

事業所は、災害発生時に備え次の措置を講ずるものとします。

- (1) 災害対策委員会を定期的に（おおよそ3ヶ月に1回）に開催するとともに、従業者に周知し徹底を行います。
- (2) 災害対策の指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。
- (3) 従事者に対し、災害対策についての研修と訓練（住民参加型）を定期的に（おおよそ6月に1回）実施します。
- (4) 事業所は台風や集中豪雨等による土砂災害の発生に備えた土砂災害対応マニュアルの策定、避難訓練の実地等必要な処置を講じます。

第31条 (個人情報保護)

事業所及び従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護します。

従事者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとします。

個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

個人情報の保護に係る規程を公表します。

第7章 緊急時、非常時の対応

第32条 （緊急時の対応）

従事者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び家族、各関係機関、市に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第33条 （身体拘束等の適正化に向けた取り組み）

事業所は、サービスを提供するに当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

拘束をせざるを得ない場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録し、事前に当該利用者又はその家族に身体拘束等の態様等を説明しなくてはなりません。

ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。

事前に説明を行わなかった場合には、速やかに当該利用者又はその家族に、身体拘束等の態様等を説明するものとします。

身体拘束等適正化の指針を整備し、定期的に（おおよそ3ヶ月に1回）身体拘束等適正化対策検討委員会を行い、その内容を介護職員他に周知徹底すると同時に介護職員他に対して定期的な研修を行います。

第34条 （事故発生時及び非常災害時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置・医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。

ただし、事業所及び従事者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

非常災害時においては、事業継続計画（BCP）に沿って利用者の安全を優先し、事業継続の維持ができるよう体制を整えます。非常災害その他の緊急事態に備えて、BCPを作成し、利用者及び従事者に対し周知徹底を図るため、必要な訓練等（おおよそ6カ月に1回）を実施します。

第8章 その他

第35条 (地域との連携)

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第36条 (記録の整備)

事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備しその完結の日から2年間保存するものとします。

事業所は、前項に規定する事項を記載した文書を紙媒体もしくは電磁的記録様式にていつでも関係者に閲覧させることが出来るものとします。

第37条 (掲示)

事業所内の見えやすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第38条 (その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成22年12月1日から施行します。

平成	23年	2月	1日	一部改訂
平成	23年	4月	1日	一部改訂
平成	23年	11月	1日	一部改訂
平成	24年	1月	1日	一部改訂
平成	24年	4月	1日	一部改訂
平成	25年	6月	17日	一部改訂
平成	25年	8月	1日	一部改訂
平成	26年	2月	1日	一部改訂
平成	26年	9月	1日	一部改訂
平成	28年	9月	1日	一部改訂
平成	28年	11月	1日	一部改訂
平成	29年	4月	1日	一部改訂
平成	30年	4月	1日	一部改訂
平成	30年	9月	1日	一部改訂
令和	2年	12月	1日	一部改訂
令和	3年	4月	1日	一部改訂
令和	3年	7月	1日	一部改訂
令和	4年	8月	1日	一部改訂
令和	7年	3月	1日	一部改訂